

世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2010.3.15 No. 69 連絡先 FAX 042-555-1911



【横田基地発】の横田基地住宅に関する情報が2件 寄せられました

はじめに…横田基地には、多額の「思いやり予算」で、さまざまな施設がつくられてきましたが、金額でも施設数でも群を抜いているのが家族住宅です。右の写真は、東地区（武蔵村山市、一部立川市）の高層住宅ですが、この地域には9棟、西地区（羽村市）には8棟、国道16号線沿い（福生市）には4棟、合計21棟の高層住宅があります。この他、2階建ての低層住宅（戸数不明）などがあります。



不法居住者が横田基地に上陸

「おそらく40～50家族が法律違反の可能性」と司令官

【横田基地発】現在、軍人や民間職員のうち40～50家族が、防衛省の規則に違反して横田基地に居住している可能性があると言われている。規則によれば、基地内に居住できるのは選ばれた職員とその認可された被扶養者に限られる、単に基地居住者に何らかの関係があるからといって被扶養者になるわけではない。子供が21歳（全日制の大学生であれば23歳）になると、もはや被扶養者とは認められない。軍に被扶養者として登録されていなければ、基地に居住することは認められていない。同様に、基地の親類を訪問に来て、基地内で職を得てとどまる行為も違法になる。横田基地の問題が発覚したひとつのきっかけは、不法に基地に居住する人々の自動車事故やその他の些細な事件を記録した警察の事件簿だという。

現在、違反者を強制的に移転させたり基地から退去させたりする日限は決められていない。

横田基地は住宅費を削減するために 軍人に基地内への居住を求める

【横田基地発】この夏、横田基地に配備される軍人は、もはや基地外に住むという選択肢はなくなるようだ。三沢基地と嘉手納基地の例にならって、横田基地でも基地外の住宅費を削減しようと、軍関係者とその家族に基地内に住むよう求めている。しかし、2億3200万ドルにのぼる住宅改修計画が進んでいるため、基地外に住む選択肢も与えられる。

数百件の改修工事が11月に完成すれば、基地外居住は認められないだろう。横田基地周辺地域に家を持てば、1年に35,000～45,000ドルかかるが、基地内に居住すれば約5,000ドルですむという。基地は、5年以上基地内に住み続けている民間人に対して、軍人のために必要な住宅を確保するため、転居を求めざるをえない可能性がある。しかし、近年、基地内の人口が減っており、200～300の住宅が余っているため、横田基地から民間人を追い出す必要性は少ないだろう。基地によれば、700～800の住宅が余剰と見られているが、そのうち500は、将校や民間人の「休息所」、不慮の場合の居住施設、横田基地に出入りする人々の一時宿泊所とするため、数から除かれる。ただし、この計画にはペンタゴンの空軍本部が許可を与える必要がある。

ペンタゴンによれば、横田基地の住宅余剰の状況を見積もりなおし、今秋、2639件のうち1230件を閉鎖することによってより効率化を図ると主張している。一度決定が下されれば、余った住宅（日本によって建設されたもの）は、閉鎖するだけで解体することはないとQ氏は言う。

（上記は2件とも、2010.3.9「星条旗」（太平洋版）より抜粋。横田基地関係者Q氏の話を元に書かれているようです。不法居住者がいること、住宅改修工事をやっていること、住宅が余っていることが分かります。）

政府報告書 「討論記録」の存在を認めながら「核密約」認めず

米国に物言えぬ政権でいいのか！核密約を廃棄し 非核3原則まもれ！

米軍は1950年代から日本に核兵器を持ち込んでいて、国民は強く抗議していました。60年安保改定時に政府は、核兵器を持ち込む場合は日米の「事前協議」をやることになったからと国民に説明し、その後も「事前協議が行われていないから核兵器は持ち込まれていない」と言い続けたのです。しかし、日本共産党などの調査で核密約文書が発見され国会でも追及されてきました。政府は半世紀もの長い間、国民をだまし続けてきたのです。

核密約問題の調査を約束した政府は9日、「報告書」を公表しました。しかし、日米両国によって調印された「討論記録」の存在を認めながら、これを核持ち込みの密約と認めていません。これでは核持ち込み追認です。被爆国日本の政府が非核3原則を守らず大問題です。

「討論記録」は、核兵器持ち込みそのもの！「討論記録」の全文は次の通りです。

1、(日米安保)条約第6条の実施に関する交換公文案に言及された。その実効的内容は、次の通りである。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更ならびに日本国からおこなわれる戦闘作戦行動(前記の条約第5条の規定にもとづいておこなわれるものを除く)のための基地としての日本国内の施設および区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする」

2、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

A 「装備における重要な変更」は、核兵器および中・長距離ミサイルの日本への持ち込み(イントロダクション)ならびにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、たとえば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器(ノン・ニュークリア・ウェポンズ)の持ち込みは、それに当たらない。

B 「条約第5条の規定にもとづいておこなわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。

C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来(エントリー)、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り(エントリー)に関する現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く。

D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動(トランスファー)に関し、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。

(注)2000年に日本共産党の不破哲三委員長(当時)が米政府解禁文書から入手した「討論記録」の訳。これは、外務省の調査で見つかったものと「修辭的な部分を除いて同じ」(同省調査報告書)ものです。

解禁文書で判明 B52嘉手納飛来を沖縄復帰後(1972年)も容認

B52戦略爆撃機は、核攻撃能力を持っています。嘉手納基地にB52が初めて配備されたのは1965年で「台風避難」でした。B52はベトナムに出撃し、激しい爆撃を繰り返し、1968年11月には基地離陸直後、墜落して爆発、炎上、嘉手納町民16人が重軽傷を負いました。これを機にB52撤去の運動が広がり、1970年、B52はタイに移転しました。このたび、外務省が9日に解禁した文書で、沖縄の本土復帰後もB52の自由な飛来を容認する了解を交わしていたことが明らかになりました。B52は、今年2月6日、20年ぶりに嘉手納に着陸しています。